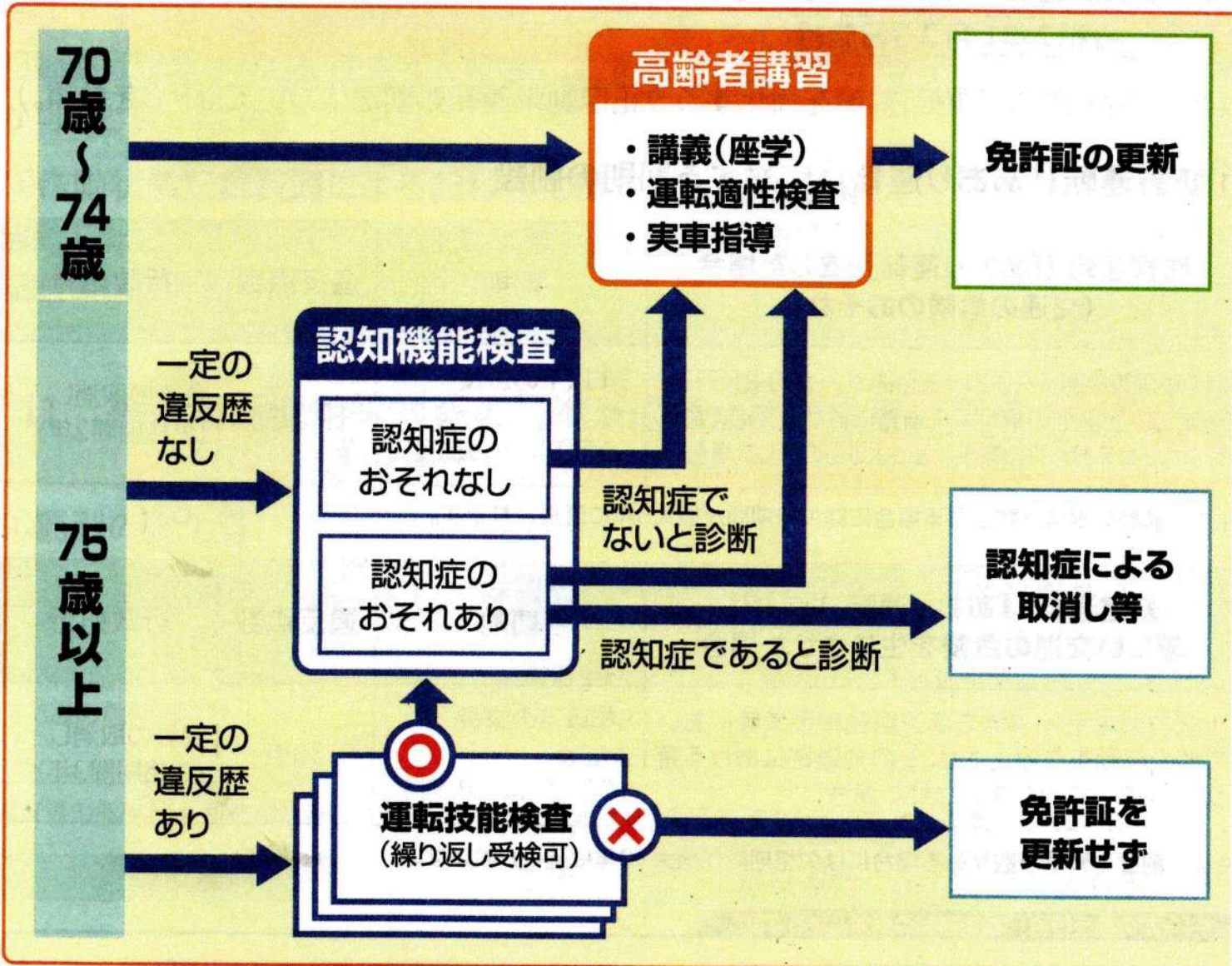


[高齢者の運転免許更新の概要]



※運転技能検査(実車試験)の合格者は認知機能検査を受け、「認知症のおそれなし」と判定された場合は高齢者講習に進み、「認知症のおそれあり」と判定された場合は医師の診断を受けることとなります。

※運転技能検査(実車試験)の対象は普通免許で、不合格になっても原付免許や小型特殊免許は継続することができます

6 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

令和2年6月10日公布…令和4年5月13日施行

大型免許・中型免許・第二種免許の受験資格が改正され、「特別な教習」を修了した者は「21歳以上・普通免許等3年以上」から「19歳以上・普通免許等1年以上」に緩和されました。また、21歳(中型免許は20歳)に達するまでの間(若年運転者期間)に、交通違反をして一定の基準に該当した場合は、若年運転者講習の受講が義務づけられ、これを受講しなかった場合および受講後に再び違反をして一定の基準に該当した場合は、特例を受けて取得した免許が取り消されることとなります。